

愛国浄水場更新事業  
入札説明書等に関する質問（第2回）  
に対する回答書

平成26年9月30日

釧路市上下水道部

資料 1 入札説明書等に関する質問（第 2 回）に対する  
回答の公表について（平成 26 年 9 月 30 日公表）

本回答書は、平成26年9月9日（火）から平成26年9月22日（月）までに受け付けた「愛国浄水場更新事業入札説明書等に関する質問（第2回）」に対する回答を記載したものです。

質問の受付期間及び受付数は、以下のとおりです。

回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等でご確認下さい。

受付期間：平成26年9月9日（火）から平成26年9月22日（月）午後5時まで

質問受付数：次表参照

表－1 項目別の質問数

項目	質問数（件）
入札説明書	5
添付書類（1） 業務要求水準書（第1回変更版）	24
添付書類（2） 基本協定書（案）	1
添付書類（3） 基本契約書（案）	1
添付書類（4） 建設工事請負契約書（案）	11
添付書類（5） 維持監理業務委託契約書（案）	13
添付書類（6） 落札者決定基準	0
添付書類（7） 提出書類作成要領及び様式集	12
合計	67

注) 入札説明書等の変更は、第1回、第2回の質問等を踏まえ、変更板として別途公表します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答	
1	入札説明書	5	設計企業	第3章	1	(1)	イ	設計企業をグループの構成員としない場合、工事企業の構成員が設計を担う場合は、構成員は設計企業に対する資格要件を満たす必要はないという理解で宜しいでしょうか。	設計企業をグループの構成員から除外した場合、工事企業の構成員が設計企業の資格要件を満たす必要あり。	
2	入札説明書	6	建設JV	第3章	1	(3)	ア	機電一体でのご発注より、貴市との窓口として一つのJVが一貫して対応することを望まれていると思慮致しますとともに、そうしたJV運営は必須であるものと認識しております。そうした前提の中、入札説明書に関する質問に対する回答書(平成26年9月17日公表)NO.11にもありましたようにプラント機械企業とプラント電気企業で「一つの建設JV」を組成し、貴市と機電JVが建設工事請負契約を締結することは当然のことと理解しております。本事業は同工種における「工区」の観点と異なり、機械と電気という非常に高い専門性を要求される異工種(機械器具設置工事、電気工事)での事業であり、適切な監理技術者配置の観点も踏まえ、その建設JVの形態(甲型、乙型)については事業者側からの提案との理解でよろしいでしょうか。(甲型乙型関係なく、貴市との契約は工事企業の連名となり、なんら変わるものではないかと存じます。)	構成企業全員による甲型JVとして下さい。	
3	入札説明書	6	建設JV	第3章	1	(3)	ア	入札公告での代表企業の定義は、「プラント機械企業の中から代表企業を1社定め(第3章1.(2))となっております。入札説明書等に関する質問に対する回答書(平成26年9月17日公表)NO.2①へのご回答は甲型JVにおける代表者は「共同企業体の在り方について(国土交通省中建審第1号)(平成23年11月11日)」の構成員中最大の出資者との記載を踏襲したものと思慮致します。乙型JVを採用した場合の代表者においては、「異工種建設工事共同企業体の取り扱いについて(国地契第40号、国官技第259号、国営計第155号)(平成13年11月30日)」にて構成員において決定された者となっております。貴市のお考えを鑑みますに、プラント機械設備工事を担うものの中で最大の請負者が代表企業であればよいと考えますがよろしいでしょうか。	代表企業は、以下の条件を満足するものとします。 ・構成企業である工事企業のうち、プラント機械企業の中から1社を定める(入札公告p2、2.(2)、ア) ・代表企業は建設JVの代表となる(入札公告p3、2.(3)、ア) ・代表企業はSPCに最大出資を行う(入札公告p3、2.(3)、イ)	
4	入札説明書	22	設計企業の契約	第5章	2	(3)		建設JVは市と……設計企業と設計業務委託契約を締結することとありますが、このような委託契約を予め予定する場合、入札参加申請時に当該設計企業に関して様式Ⅰ-12の参加資格要件確認調査書の提出は必要でしょうか。また、様式Ⅰ-11の構成企業一覧には記載が必要でしょうか。記載する場合は「協力企業等」という名称で宜しいでしょうか。	建設JVからの委託契約を予定する場合は、入札参加申請時に様式Ⅰ-11と12を提出して下さい。その際、構成企業一覧表には「協力企業」として記載下さい。建設工事請負契約後に委託を決定した場合も、その時点で同様の書式を提出下さい。但し、様式Ⅰ-12は修正版を公表しますので、それにならって作成願います。	
5	入札説明書	22	設計企業の契約	第5章	2	(3)		前項の質問に関して、入札参加申請後に設計企業への設計業務委託契約を予定した場合は、設計企業に関して何かしらの申請は必要でしょうか。	入札参加表明書及び入札参加資格申請書の提出後、構成企業の変更及び追加は、原則認めません(入札公告p2、2.(1)、ク)。様式Ⅲ-8(構成員は構成企業に変更)については、参加表明受理後の特例措置として定めているものです。	
6	業務要求水準書(案)に関する質問に対する回答書	1	用語の定義(保守点検)	7				No.7の回答に「市側は監視制御システムによる……監視のみ行うものとし、……現場パトロール等の点検は必要に応じて事業者側にて実施すること」とあります。現在市側にて実施されている日常の巡回や軽作業(水質計器類の清掃等)は甲側の運転管理業務の一部と考えておりますので、事業者側にて事業期間中に浄水場に常駐する当該作業員は不要との理解で宜しいでしょうか。	維持管理対象設備の点検については異常や故障が発生した場合の責任所在を明確にするために、市では管理室の監視制御システムの表示により設備機器の異常や故障を確認するのみで、巡回点検や軽作業は行いません。対象機器の性能を保持するために、事業者にて作業員が常駐必要と判断する場合には常駐願います。	
7	業務要求水準書(第1回変更版)	2	撤去施設	第1章	2	(5)	表1-1	撤去施設について、既設1号、2号、3号配水池及びそれに付帯する施設、機械・電気設備、配管・配線、弁類、弁室等と記載があります。別紙-3に示す新浄水場建設予定地内が撤去範囲であり、撤去範囲外は残置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
8	業務要求水準書(第1回変更版)	7	事業理念	第1章	3	(1)	②	大津波(巨大)ハザードマップ(釧路地区)にて示されている愛国浄水場での浸水高さについて現況GL+4mと記載があります。ここで記載されている現況GLは標高何mとなるのでしょうか。ご教示願います。	現況GL標高+4.21m(平成9年度BM)	
9	業務要求水準書(第1回変更版)	11	既存施設諸元	第1章	4	(4)		新設浄水池および送水配管ルート計画にあたり既存施設諸元に既設の5号、6号、7号、8号、9配水池の図面を追加願います。物量等で資料の追加が難しいのであれば、閲覧申請書を提出させていただきます。	図面が膨大なため閲覧申請をしてください。	
10	業務要求水準書(第1回変更版)	13	測量	第2章	2	2-1	(2) ②	ア	新浄水場予定地の地盤レベルについてご教示願います。	現況GLは標高+4.21m(平成9年度BM)として提案では取り扱い願う。詳細は測量調査にて調査願います。
11	業務要求水準書(第1回変更版)	13	試掘調査	第2章	2	2-1	(2) ②	ウ	試掘調査にあたり、導水管φ1000、連絡管φ700×2箇所、φ900×1箇所、φ1000×2箇所の位置がわかる資料をご提示願います。	調査数量は想定数量のため、別紙-7の配管図を参考に調査位置は提案願います。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答		
				第2章	2	2-2	(3)			④	
12	業務要求水準書 (第1回変更版)	17	着水井設計	第2章	2	2-2	(3)	④	「夾雑物やスカム等、後段の水処理に影響が考えられる場合は、対策を講じること」とあります。その対策とは、既設導水ポンプ場にある除塵機や沈砂池の仕様や構成が実証実験時や現状と同等であることを前提として、対策を講じるという理解でよろしいでしょうか。つまり、既設導水ポンプ場で通常除去できない成分に対して、新設浄水場の水処理への影響より対策の内容、要否を検討するという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。	
13	業務要求水準書 (第1回変更版)	17	着水井設計	第2章	2	2-2	(3)	④	「夾雑物やスカム等、後段の水処理に影響が考えられる場合は、対策を講じること」とあります。検討に当たり、既設導水ポンプ場の除塵設備等の仕様(スクリーン目幅)を御教示願います。又、過去に除塵設備後段(着水井等)における、夾雑物、魚貝類、魚貝類の卵およびその他の生物など、原水に含まれる水質条件の知見がありましたら御教示願います。実験中はしやも、小えびの存在は確認しておりますが、その他に知見があれば御教示願います。	スクリーン目幅は15mmです。過去には魚、おたまじゃくし、蛙、ミジンコが浄水場まで流れきたことがあります。	
14	業務要求水準書 (第1回変更版)	24	アンモニア対策の塩素注入	第2章	2	2-2	(10)	③	セ	8月29日付の要求水準書(案)に関する質問回答書No.30の回答で、「アンモニア性窒素の最大0.25mg/Lを不連続点処理するために必要な注入率」とありました。設計指針よりアンモニア性窒素濃度の8~10倍量である最大2.5mg/Lをアンモニア用前塩素注入率と考えますが、よろしいでしょうか。	アンモニア性窒素のみを対象とする場合には、ご理解の通りです。頻度などは前回回答通り。
15	業務要求水準書 (第1回変更版)	24	アンモニア対策の塩素注入	第2章	2	2-2	(10)	③	セ	要求水準書にある「処理が不足した場合」の「不足」の内容として、発生頻度や継続時間等の想定条件が明確になっていません。今回の処理不足対応は、非定常の緊急対応という理解でよろしいですか。 また、次亜タンクの容量は定常的に注入する中塩素、後塩素の最大注入率に対応できる十分な容量を確保しますが、今回の「不足」対応はタンク容量に加えず、また予備ポンプも不要で考えておりますが、よろしいでしょうか。この理由として、想定条件次第ですが、「不足」時の使用量をタンク容量に加えた場合、施設が予定数地に収まらなくなる可能性が大きいためです。 また、「不足」時に使用した薬品(次亜)費用は、市の負担でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 費用については、維持管理契約書(案)に示した範囲を越えた場合に、市の負担となります。
16	業務要求水準書 (第1回変更版)	24	受変電設備 使用電圧	第2章	2-2	(11)	①	エ	低圧動力の使用電圧が3φ200Vと記載ありますが、400V負荷の使用は可能でしょうか？ また、400V負荷の使用が認められない場合でも、自家発電設備が容量によっては3φ200V出力仕様が無く、400V又は6.6kV出力仕様となる可能性がありますか、問題無いでしょうか	低圧動力は3φ200Vとし、400V負荷の使用は不可。 自家発電設備については問題なし。	
17	業務要求水準書 (第1回変更版)	26	中央監視制御設備	第2章	2	2-2	(11)	⑨	カ	事業範囲外の導水ポンプ場の設備能力、設備構成、設備仕様、運転方法及び維持管理は、事業期間中は実証実験時と同条件と考えております。 導水ポンプ場の設備仕様や運転方法の変更など、事業者の責によらない事由によって浄水施設の維持管理に影響が出た場合は、事業費等の変更について協議が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	業務要求水準書 (第1回変更版)	26	中央監視制御設備	第2章	2	2-2	(11)	⑨	カ	実験時と同様に、浄水処理には導水ポンプ場での原水水質や運転データを監視する必要があります。中央監視対象には導水ポンプ場のアンモニア濃度やUV値などのオンライン水質データ、薬品注入率などの運転データが含まれていると考えていますが、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	業務要求水準書 (第1回変更版)	32	本業務の実施に当たった 留意事項	第2章	2-3	(2)	①	カ	「工事の施工に必要な用地は事業者が確保することとありますが、工事請負契約書第7条1項によれば、工事用地の確保は市の義務とされています。ここで本工事に係る仮設用地や資材置き場等は、貴市の運転に支障がない範囲を超える場合には事業者にて場外の場所を確保する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
20	業務要求水準書 (第1回変更版)	36	電気室	第3章	2	(3)	①	エ	電気室は、高圧電気室、低圧電気室に分けて配置と記載ありますが、高圧盤と低圧盤を分けて(隔離を確保して)配置出来れば、1部屋内に配置しても宜しいでしょうか	趣旨としては、消防法上一つの電気室の面積を200m <sup>2</sup> 以下に抑えたいために、高圧と低圧に区分するもの。200m <sup>2</sup> 以下とならない場合には、電気設備が消防法上の特例基準に合致するように願う。	
21	業務要求水準書 (第1回変更版)	43	維持管理業務	第4章		(1)	①		本事業における維持管理業務において、民間事業者の従事者が事務室の一部を使用貸借することは可能でしょうか。その場合の条件等があればご教示ください。	民間提案・基本設計において管理建物に必要なスペースを確保することを条件として、使用貸借可能です。 但し、市と事業者において事務室は別とします。	
22	業務要求水準書 (第1回変更版)	別紙5	導水ポンプ場						着水井への原水均等流入方法検討にあたり、既設導水ポンプ場の導水ポンプの運転方法、水量制御方法についてご教示願います。	現在は配水量予測及び配水池水位の変動から必要取水量を計算し、手動にてポンプ回転数増減させて流量設定しています。(導水ポンプ：VVVF制御による回転数制御)	

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答
23	業務要求水準書 (第1回変更版)	別紙7	場内配管図					別紙7において撤去範囲近辺にある凡例「上記以外」と示されている管について、用途、管種、口径などをご教示願います。また撤去範囲に掛かる場合、用途によっては撤去が不可能になることが想定されるため、措置についてご教示願います。	対象範囲周辺の配管について、後日提供可能な範囲で提示します。撤去付加のものについては、切り直しにより対応します。
24	業務要求水準書 (第1回変更版)	別紙7	場内配管図					別紙5に示されている「排泥管」が別紙7にて確認ができません。別紙7の場内配管図に提示願います。	上記とあわせて、後日提供します。
25	業務要求水準書 (第1回変更版)	別紙7	場内配管図					8月29日付の要求水準書(案)に関する質問回答書No.52の「既設の接続点」について、現地説明会にて説明頂きましたが、別紙7の図面上M36でよろしかったでしょうか。同時に接続管の種別及び口径についてご教示願います。	既設排水施設への流入は別紙7の図面上M36です。接続管(新)の種別及び口径については、事業者提案による。
26	業務要求水準書 (第1回変更版)	別紙7	場内配管図					新設浄水場の排水は、既存排水処理施設への排水、雨水系場外排水、汚水系場外排水の3種類の予定です。3種それぞれの排水の接続先(位置)、接続方法をご教示願います。	既存排水処理施設への排水は上記のとおり、雨水系場外排水、汚水系場外排水については、マンホール内の高さを調査した測量成果を別途閲覧申請し確認ください。 なお、接続方法は事業者提案による。
27	業務要求水準書 (第1回変更版)	別紙7	場内配管図					新設浄水場の浄水池から流出する送水管の接続先についてですが、既設配水池No.3からの配水池流出管に接続することで考えていますが、宜しいでしょうか。	今後流出管を布設替えるため、現時点ではNo.3配水池流出側の施工対象用地境界周辺での接続として下さい。
28	業務要求水準書 (第1回変更版)	47	指導助言葉務				④	維持管理期間の技術指導や助言を目的に、膜差圧や薬品注入率等の運転データを、事業者側が遠方で監視するための通信設備の設置を提案したいと考えていますが、宜しいでしょうか。	よろしいです。 但し、データ流出防止等のセキュリティ対策が必要です。
29	業務要求水準書 (第1回変更版)	別紙20	リスク分担表 (発注者リスク)	第4章		(8)		別紙20の保守点検及び修繕リスクについては、市の指示によるもの及び市の業務(運転管理業務)に起因するものは市のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	基本協定書(案)	1		第4条	5項			基本契約書締結の前に共同企業体を結成することが義務づけられていますが、基本契約書においては企業共同体として契約当事者になるという理解で宜しいでしょうか？基本契約書案では共同企業体でなく各構成企業が契約当事者になることが想定されているように見えるため、ご確認いただければ幸いです。	基本契約書は、維持管理業務委託契約の締結前に基本事項を定めることが目的であるので、契約者はあくまで市及びSPC並びにSPCの代表企業及び構成企業とします。  JVが契約者となるのは、建設工事請負契約であって、そのJVの結成時期は基本契約締結時期と直接の関係は無いと解することができます。
31	基本契約書(案)	4		第10条	2項	(10)		貸金業法の規制に違反しないようにするために、出資比率とは異なる割合でSPCへの融資を行うことは、市にご承諾いただけるという理解で宜しいでしょうか？ また、出資比率とは異なる割合によるSPCへの融資をご承諾いただけない場合として、どのような場合を想定されているか、具体的にご教示いただけますでしょうか。	貸金業法上20%以上の出資をしていない相手に融資を行うことはできませんので、本件事案が発生した場合には出資割合とは別の負担割合による融資となります。(ただし追加出資であればこの限りではありません)。 よって、前段について、ご理解の通りです。 後段について、現時点で想定するものではありません。
32	建設工事請負契約(案)	1	定義等	第2条		(4)		「本工事」の定義の内容に「本工事」が使われているため、趣旨が不明となっていると思います。「本工事」の定義を変えていただくか、または「本工事の場所」を別途定義いただく等していただけますでしょうか？	第2条(4) 「本工事」とは、本契約に基づき請負者が銚路市愛国西4丁目9番25号の場所に建設する施設、設備、備品等のすべての工事をいう。 に訂正いたします。
33	建設工事請負契約(案)	2	定義等			(14)		「本設計」には、土木建築の詳細設計を含まない概念と理解して宜しいかご確認お願い致します。	土木建築工事とは、要求水準書2項の「表1-1 施設の概要」に示す「整備対象外施設(土木建築)」の範囲を言います。この範囲に含「土木建築」の詳細設計は含みません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答
34	建設工事請負契約(案)	12	業務要求水準書、事業者提案または設計図書の変更に伴う増加費用の負担	第23条	2項			土木建築の詳細設計又は建設工事に起因して業務要求水準書等の変更がなされる場合は、「甲の責めに帰すべき事由」に該当すると理解ですが、ご確認お願い致します。	ご理解の通りです。
35	建設工事請負契約(案)	12	業務要求水準書、事業者提案または設計図書の変更に伴う増加費用の負担		3項			土木建築の詳細設計又は建設工事の履行遅滞等に起因して、業務要求水準書等の変更がなされたり、設計内容の不備又は本設計の履行遅滞が生じた場合は「甲の責めに帰すべき事由」であるとの理解ですが、ご確認お願い致します。	ご理解の通りです。
36	建設工事請負契約書(案)	13	業務主任者	第26条				本設計に係る業務主任者は、管理技術者を兼ねることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	建設工事請負契約(案)	16	本工事の場所等	第34条	1項			本条項に規定する別紙3に規定する場所が、第7条において定義された「工事用地等」と同義であると理解して宜しいか、ご確認お願いいたします。	ご理解の通りです。
38	建設工事請負契約(案)	23	引渡しの遅延	第50条				土木建築の詳細設計又は建設工事の遅延等により工事目的物の引渡しが遅延する場合は、甲の責めによる遅延であって、本条における「乙又はSPCに起因する事由により遅延」には該当しないと理解いたしますが、ご確認お願い致します。	ご理解の通りです。
39	建設工事請負契約(案)	30	業務工程又は履行期間の変更	第70条	2項			土木建築の詳細設計又は建設工事の遅延等により業務工程又は履行期間が変更される場合は、甲の責めによるべき場合として甲が損害を負担することになると考えますが、ご確認お願い致します。	ご理解の通りです。 なお、乙の責めによる事業変更認可、土木建築の詳細設計、及び建設工事の遅延については、乙が損害を負担することとなります。
40	建設工事請負契約(案)	31	乙の債務不履行等による解除	第73条		(7)		基本協定書第7条1項は、「本事業又は基本契約の締結に関して、次の各号の事由が生じたとき」となっています。本条第7号においても、同様に理解するのが合理的と思われませんが、そのような理解で宜しいでしょうか？本事業とは関係ないところでの独禁法違反等は、他の構成企業の力の及ばないことであるため、かかる場合にも本契約が解除され工事企業全社が高額な違約金支払義務の連帯責任を負うのは、合理的でないと思われず。	ご理解の通りです。
41	建設工事請負契約(案)	32	損害賠償	第77条	1項			独禁法違反が理由で本契約が解除された場合は、本条と第82条の両方に重複して該当する可能性が高いと言えますが、第82条は本条の特則と理解して宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
42	建設工事請負契約(案)	39	別紙1	第5条		(1)		「本契約締結日から12月を経過した後」とありますが、本契約締結日から12か月経過後の請負代金の見直しであると、提案書提出時点から15～16か月先のことになりますが、建設分野における昨今の物価変動を見ると、これだけの長期間についての準備を当初から行うことは難しいため、提案書における建設コストが不必要に高くなってしまう可能性があります。第一回見直しの時期をもう少し早めていただけませんか？	スライド条項に関する本市規定を基本として、落札者決定後の事業者との契約協議事項とします。
43	維持管理業務委託契約書(案)	36	運転状態確認	別紙7	2.	別表1 1		運転状況確認の注記(※1)に、「定期的な……確認は乙が行い、甲は日常の運転管理における不具合監視」とあります。ここで定義されている不具合監視にはNo.35の質問にも記載した運転管理業務範囲と思われる「日常巡回や軽作業」が含まれるという理解で宜しいでしょうか、あるいは「下表に該当しない項目……協議により決定……」の対象となり、協議により決定するものでしょうか。	維持管理対象設備の点検については異常や故障が発生した場合の責任所在を明確にするために、市では管理室の監視制御システムの表示により設備機器の異常や故障を確認するのみで、巡回点検や軽作業は行いません。 別表11に示す項目がある場合については、甲乙協議により役割分担を決定します。
44	維持管理業務委託契約書	16	乙の債務不履行等による解除債務不履行等による解除	第42条		(5)		基本協定書第7条1項は、「本事業又は基本契約の締結に関して、次の各号の事由が生じたとき」となっています。本条第5号においても、同様に理解するのが合理的と思われませんが、そのような理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
45	維持管理業務委託契約書	17	甲の債務不履行等による解除	第43条	1項			甲の支払遅滞が数回発生した場合は、SPCである乙にとっては、本契約の履行は事実上不可能であるため、本項の解除事由に該当すると思われませんが、ご確認お願い致します。	契約書では債務不履行の回数が見られていないため、ご理解の通りです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答
46	維持管理業務委託契約書	18	損害賠償等	第46条	1項			独禁法違反が理由で本契約が解除された場合は、本条と第49条の両方に重複して該当する可能性が高いと言えますが、第49条は本条の特則と理解して宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。重複の為契約時点で条文の訂正を行います。
47	維持管理業務委託契約書	21	膜設備薬品洗浄費	別紙1	2		イ	(ア)イ 変動費用に膜設備薬品洗浄費が含まれていますが、支払い方法の定めがありません。膜設備薬品洗浄費は変動費ではなく原則四半期ごとに固定費として、提案した年額の4分の1が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修繕費を除く維持管理費の支払いは、p20、2、(1)に記載の通り。
48	維持管理業務委託契約書	21	薬品費の算定方法	別紙1	2		イ	(イ)「年間のサービス対価は」とありますが、「各四半期のサービス対価の合計は」あるいは「各四半期の…」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
49	維持管理業務委託契約書	21	薬品費の算定方法	別紙1	2		イ	(イ)別表3にある薬品の単価の単位は(円/m3)ではなく、(円/Kg)の方が理解しやすいと思いますが、いかがでしょうか。また、算定方法は、『薬品費＝単価(円/kg-薬品)×注入率(mg/L-処理水量)÷1,000×注入時の当該四半期における平均処理水量(m3/日)×当該四半期の注入日数(日)』でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
50	維持管理業務委託契約書(案)	22	膜薬品洗浄費の算定及び改定	別紙1	2	(1)	(エ)	なお、この際、浄水処理にかかる……該当するものとして、薬品費、電気料金の改訂について…とありますが、ここで言う電気料金とは、誤記と考えますが宜しいでしょうか。	業務要求水準書p47(6)⑦記載の通り、範囲内です。
51	維持管理業務委託契約書	22	膜設備薬品洗浄費の算定及び改定	別紙1	2		イ	(ウ)薬品費として、「提案薬品費に対し10%以上増加又は減少」した場合、薬品費の改定を協議する、とあります。20年間の事業運営を考えた場合、環境変化や気候変動等による原水水質変化に伴う薬品費の増減が懸念されます。そこで、事業運営の安定化と甲乙相互のリスク緩和のため、薬品費の変動許容幅を10%から5%に変更していただくことはできませんでしょうか。	変動費の支払方法については、事業者提案していただいた上で、維持管理業務契約書締結までの協議事項といたします。
52	維持管理業務委託契約書	22	膜設備薬品洗浄費の算定及び改定	別紙1	2		イ	(エ)「乙が提案した洗浄回数を減らすことが合理的と甲が認めた場合」とありますが、方がこれにより乙の維持管理費が増大した場合は本契約第12条の規定が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	膜設備の薬品洗浄業務、各種計画策定業務、水処理に係る指導・助言業務の範疇において、膜の寿命、全体の維持管理費用削減を総合的に検討し、第11条の規定に基づき、膜洗浄回数を減し、他の維持管理費用を増としますが、乙の提案に対する責任の所在、支払方法については、事業者提案していただいた上で、維持管理業務契約書締結までの協議事項とし必要に応じて条文改正を行います。
53	維持管理業務委託契約書	28	ボーナスポイントの付与	別紙2	3	(5)		ボーナスポイントについても、減額ポイント同様に、ポイントのレベルと内容について、規定していただくことはできませんでしょうか。例えば、「サービス対価の減少、要求水準の大幅な達成、継続的な達成(5年以上)などにより、著しく釧路市民に貢献した場合、1回10Pでボーナスポイントを付与する。ボーナスポイントは、乙の申請に基づき、甲が認定することとする。」など。	ボーナスポイントの追加については事業者提案していただいた上で、維持管理業務契約書締結までの協議事項といたします。
54	維持管理業務委託契約書	28	ボーナスポイントの付与	別紙2	3	(5)		ボーナスポイントの計算式の「×0.001」は、減額ポイントと同様に、1ポイントにつき0.1%の割合と理解すればよろしいですか。	ご理解の通りです。
55	維持管理契約書(案)	36	保守点検業務に関する役割分担表	別紙7 別表11	2			※2甲は監視制御システムによる設備・機器の監視。と記載ありますが、日常の運転管理上で、現場機器の目視確認、軽微な調整作業は、甲の作業範囲と考えて宜しいでしょうか。	維持管理対象設備の点検については異常や故障が発生した場合の責任所在を明確にするために、市では管理室の監視制御システムの表示により設備機器の異常や故障を確認するのみで、巡回点検や軽作業は行いません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所				質問	回答
				様式 I -12	2, 3				
56	提出書類作成要 領及び様式集 参加資格要件確 認調書(設計企 業)	32	設計実績	様式 I -12	2, 3			工事企業の構成員にて設計を行う場合、同等のPFI事業で当該構成員がSPC構成員として設計業務を担い、一部業務を協力会社に委託した場合も、基本設計の実績と考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
57	提出書類作成容 量及び様式集 参加資格要件確 認調書(工事企 業)	33	総括監理技 術者	I-13	2			総括監理技術者(代表企業)は、監理技術者を兼ねることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	提出書類作成容 量及び様式集 参加資格要件確 認調書(工事企 業)	33	担当予定の 監理技術者	I-13	3			「※膜ろ過設備の業務実績及び除雪業務の実績を証明し得る…」とありますが、本条件は全ての監理技術者に対し必須条件では無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。監理技術者の少なくとも一人は膜ろ過設備の業務実績を有することとします。
59	提出書類作成容 量及び様式集 参加資格要件確 認調書(工事企 業)	33	監理技術者	様式 I -13	2, 3			監理技術者の配置は、設計・製作期間(非専任)と工事期間(専任)での変更が可能と考えますが、宜しいでしょうか。工事開始は参加申請時より3年以上後になります。その時点で申請していた予定技術者が配置できない場合は、変更可能と考えて宜しいでしょうか。あるいは、予定者を複数人申請し、その中から配置することは可能でしょうか。	配置技術者の変更はご理解の通りです。予定技術者につきましては、やむを得ない事情があれば変更は可能とします。又、複数人の申請予定者の中から選定することも可能です。
60	提出書類作成要 領及び様式集	33	担当予定の 総括監理技 術者	I-13	2			総括監理技術者は、監理技術者を兼ねることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	提出書類作成要 領及び様式集	33	担当予定の 監理技術者	I-13	3			「※膜ろ過設備の業務実績及び除雪業務の実績を証明し得る…」とありますが、除雪業務は必須条件では無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、監理技術者の少なくとも一人は膜ろ過設備の業務実績を有することとします。
62	提出書類作成容 量及び様式集 参加資格要件確 認調書(維持管理 企業)	34	受託水道技 術管理者	I-14	2			①[2.受託水道業務技術管理者の実施...]とありますが、これは維持管理業務委託契約書第23条にある総括責任者と読みかえてよろしいでしょうか。 ②上記①が正だとすると、総括責任者の資格は維持管理業務委託契約書第26条(1)~(3)のいずれかの資格が必要となるという理解でよろしいでしょうか。 ③上記①が正だとすると、総括責任者は代表企業より1名選定することで宜しいでしょうか。 ④上記①が正だとすると、「※...公称能力1km3/以上の浄水場において1年以上の維持管理業務...」は参加企業の条件という理解でよろしいでしょうか。 ⑤総括責任者は非常駐と考えますが、宜しいでしょうか。 ⑥総括責任者の配置は6年後となりますが、予定者が配置できない場合は、変更が可能と考えて宜しいでしょうか。 ⑦また、本事業の維持管理は第三者委託には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	①~⑦について、ご理解のとおりです。但し、⑥については、当市がやおむを得ない事情があると認めた場合に限り変更を認めるものとなります。
63	提出書類作成要 領及び様式集	47	概算工事費 内訳書	II-7				二次審査(水処理技術提案書)で提出する概算工事費内訳書は、あくまでも参考扱いであり、三次審査(入札時提出書類)にて提出する入札価格とは金額が異なっても良いという理解でよろしいでしょうか。また、本概算工事費が、低入札調査基準価格や債務負担行為設定額に影響を与えることは無いという理解でよろしいでしょうか。	添付資料(6)落札者決定基準p3、表3-1に基づき、二次審査での概算工事費内訳書(様式II-7)は不要です。 (様式の削除)
64	提出書類作成要 領及び様式集	116	様式IV(6)-3					本様式の4.及び6.については、外部借入がない場合は提案不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、SPCとして借り入れ資金が無い場合については、DSCRやLLCR指標以外のEIRRを算出してください。
65	提出書類作成要 領及び様式集	120	様式IV(6)-5					本様式にDSCRやLLCRなどの提示が求められていますが、外部借入をしない場合はこれらの数値は不要であり、その点を踏まえて提案内容に合わせて本様式は適宜見直しは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	提出書類作成要 領及び様式集	39.50	様式IV(7)-4 P39、P50					本様式中、建築設備の概算金額を提示するにあたり、実施設計後でなければ精算数量の算定が困難な項目が存在します。その場合、同様の浄水場施設実績に基づいた概算金額を算出するという考えで宜しいでしょうか。	可能な限り、建築設備業者等からの見積聴取願いたい。 同様の浄水場施設実績に基づく場合には、北海道の実績(積雪寒冷地・結露対策)及び物価上昇を考慮願う。
67	提出書類作成要 領及び様式集	135						「各回ごとの支払い額は、完全に平準化して同額としてください。」とありますが、本事業の維持管理費については変動費及び修繕費用については処理水量及び実施時期に応じて支払いがされるものと理解しています。従いまして、ここでいう「完全に平準化して同額」の対象となるのは変動費と修繕費を除く維持管理費という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。